【概要版】

三重県
いじめ防止条例

平成30年４月１日施行

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、大切な命までも危険にさらす決して許すことのできないものです。また、いじめは誰にでもどこででも起こりうるものであり、学校だけの問題ではなく社会全体の問題です。子どもに関わる全ての大人が意識を高め、社会総がかりで学校内外のいじめの問題に取り組み、いじめから子どもを守るため、三重県いじめ防止条例を制定しました。

この条例には、いじめをなくしたいという子どもたちの思いや、子どもたちの健やかな成長を願う様々な立場の方の願いが反映されています。

そういった思いや願いをかなえ、子どもたちが安心して生活できる社会の実現をめざして、県民の皆様とともに全力で取り組んでまいります。

三重県知事　鈴木 英敬

三重県・三重県教育委員会

条例制定の目的や理念等

第１条　条例の目的

◆いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることを目的にしています。

- いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長等に重大な影響を与えるなどのおそれがあることから、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念や基本となる事項などについて定めるとともに、県等の責務や県民等の役割を明らかにしています。
- いじめの防止等とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のことをいいます。

第２条　いじめとは

◆この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対し一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って考えます。
- いじめにはインターネットを通じて行われるものを含みます。
- 「物理的な影響」とは、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることです。
- 「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、学校の内外を問わず、塾やスポーツクラブ等で関わりのある仲間や集団などの関係をいいます。

第３条　基本理念

◆児童生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
◆いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。
◆児童生徒がいじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを目指します。
◆社会総がかりでいじめの問題を克服します。

- いじめは全ての児童生徒に関係する問題です。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、行われているいじめを傍観しないことが大切です。
- 児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことが大切です。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要です。

第４条　いじめの禁止

◆児童生徒は、いじめを行ってはいけません。

- どんな理由があってもいじめは絶対に許されないことを理解することが大切です。

大人の責務・役割

第７条　学校及び学校の教職員の責務

◆児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。
◆全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図ります。
◆児童生徒が主体的かつ自主的に行ういじめの防止に関わる活動を支援します。
◆児童生徒や保護者に対し、いじめの防止等の重要性を理解してもらうための啓発等を行います。

- 教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識することが大切です。
- 児童生徒一人ひとりについて理解し、情報共有を図りながら、協力体制を構築することが大切です。
- 相互に人権を尊重して、良好な人間関係が築けるよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことが重要です。

第８条　保護者の責務

◆監護する児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導等を行うように努めます。
◆監護する児童生徒の話を聞き、様子を見守り、いじめを受けた場合は、適切に保護します。
◆学校等が行ういじめの防止等のための措置に協力するように努めます。

- 児童生徒は、保護者に話を聞いてもらい、見守ってもらいたいと願っています。
- 家庭教育の自主性は変わらず尊重されます。

第９条　県民及び事業者の役割

◆児童生徒を見守り、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに努めます。
◆いじめを発見した場合やいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、学校やいじめの防止等に関係する機関等に情報を提供するように努めます。

- 児童生徒は、地域において、見守ってもらいたいと願っています。
- いじめの防止等に関係する機関とは、児童相談所や警察、法務局等です。

児童生徒の役割

第１０条　児童生徒の役割

◆自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重するように努めます。
◆いじめを発見した場合などは、教職員や家族等に相談するように努めます。

- いじめを傍観しないことが大切です。

三重県が行うこと

第５条　県の責務

◆いじめの防止等のための対策について施策を策定し、実施します。

●施策を策定したり実施したりするときに国、市町、学校の設置者や関係者と連携を図ります。

第15条　いじめの早期発見のための措置

◆児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報や相談ができる体制を整備します。

●従来の体制に加え、SNSを活用して通報や相談ができる体制も整備します。
●通報又は相談を行った人やその内容に関係する人の個人情報は適切に保護します。

第16条　いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上

◆研修を充実し、教職員の資質を向上します。
◆心理、福祉等に関する専門的な知識を有する人材を確保します。

●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を確保し、いじめの防止等に活用します。

第17条　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

◆インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように必要な啓発を行います。
◆児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないか監視したり、インターネットを通じて行われるいじめに対処するための体制を整備します。

●インターネットを通じて行われるいじめへの対策は、特に、ソーシャルネットワーキングサービス等の特性を踏まえて行います。

第18条　啓発活動

◆いじめの防止等のために必要な広報など、啓発活動を行います。
◆いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、４月、11月をいじめ防止強化月間とします。

●いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談やいじめからの救済に関する制度をお知らせします。
●いじめの防止等の取組が社会総がかりで行われるよう、県はフォーラム等を開催し、啓発活動を進めます。

第19条　学校相互間等の連携協力体制の整備

◆ 学校相互間等の連携や協力ができるように体制を整備します。

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校でなくても、児童生徒に対する指導や支援、保護者に対する助言を適切に迅速に行うことができるようにします。

第20条　重大事態への対処

◆ 重大事態に対する調査や報告が適切かつ迅速に行われるように情報提供等を行います。

- 児童生徒や保護者から重大事態の調査や報告等が適切になされていない等の相談等を受けた場合は、学校やその設置者に情報提供等を行います。
- ＜重大事態とは＞
  ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第22条　学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力

◆ 学校法人、国立大学法人、学校設置会社や高等専門学校のいじめの防止等への協力を行います。

- それぞれの自主性を尊重し、必要に応じて、情報の提供等を行います。

『4月、11月はいじめ防止強化月間です』

私たち一人ひとりが、いじめと真剣に向き合い、いじめをなくしていくために何ができるか、改めて考えるとともに、いじめの防止等に向け積極的に行動しましょう。

学校の取組

いじめの早期発見

- 学校全体でいじめの早期発見に取り組みます。（第7条）
- 定期的な調査、面談等を行います。（第15条）
- いじめに関する相談を行える体制をつくります。（第15条）

いじめの防止

- 学校全体でいじめの防止に取り組みます。（第7条）
- 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、体験活動を充実します。（第7条）
- 児童生徒が主体的に、自主的に行う取組等を支援します。（第7条）
- いじめの防止等の重要性について、児童生徒、保護者に対し啓発を行います。（第7条）
- 児童生徒に対し、ネットモラル等の教育を行うとともに、保護者に対して必要な啓発を行うように努めます。（第17条）

学校いじめ防止基本方針の策定（第13条）

- 学校の実情に応じて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。
- 保護者や地域住民等の協力を得て、基本方針を定めます。
- 基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえて、取組を改善するように努めます。
- 基本方針を定めたり、変更した時は公表します。

いじめへの対処

- 児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。（第7条）
- 重大事態があった場合は、調査や報告などを適切かつ迅速に行います。（第20条）

児童生徒のみなさんからの声

いじめをなくすためにできること

★ 一人ひとりの違いを理解する。
★ 見て見ぬふりをしない。
★ お互いを認め合う。
★ 自分も人も大切にする。

先生に協力してほしいこと

★いじめられている人がいることに気づいてほしい。
★ささいな変化やクラスの違和感に気づいてほしい。

条例（ルール）をつくるとしたら

★いじめを絶対にしない。
★いじめをしてはいけないし、いじめられているのを見て見ぬふりをしてもいけない。
★24時間子どもが相談できる制度をつくる。
★いじめを見つけたら報告・注意をする。
★SNS等で他人を傷つける言動を禁じる。

家族に協力してほしいこと

★ 話を聞いてほしい。
★普段から子どもの様子を見てほしい。

地域の人に協力してほしいこと

★いじめを見たら注意してほしい。
★自分の子じゃなくても見ていてほしい。

（キッズモニターアンケート（平成29年8月3日～8月21日）（248名）
児童生徒アンケート（平成29年9月1日～9月29日）（1,934名）より（主な意見を抜粋））

自分や学校でできること

★学校で「いじめをなくすために」をテーマに討論会をもち、仲間意識をつくる。
★一人ひとりが周りの友達のことを「悩んでいないか」「何か変わったことがないか」などの変化を感じる目を持つ。

必要と感じるルール

★ 私たちは、見て見ぬふりをしない。
★ 私たちは、一人ひとりの個性を尊重し、認め合う。
★ 私たちは、SNSで悪口を言わない。
★ 保護者は、自分の子どもに、いじめについての教育をしていく。
★ 保護者は、子どもとの会話を増やし、毎日の学校での様子を聞く。
★ 大人は、子どもの見本となること。大人社会のいじめをなくすこと。
★ 大人は、いじめを絶対許さないという強い意識をもち、子どもを温かく見守る。
★ 学校は、定期的にいじめについて考える。
★ 先生は、クラスの状況を把握し、定期的に面談する。

（ いじめの問題に対する意見提案（平成29年9月1日～10月6日）（26校）より（主な意見を抜粋） ）

高校生意見交流会での意見

★一人ひとりの個性を大切にして受け入れる。
★互いを尊重し互いを知る。
★大人が知らないふり、見ないふりをしない。
★ルールで縛るのではなく自主的な行動を。
★行動する勇気が大事。

（高校生意見交流会（平成29年8月3日、41校70名参加）より（主な意見を抜粋））

＜高校生意見交流会の様子＞

このような児童生徒のみなさんの声を参考に、「三重県いじめ防止条例」ができました。

一人で悩まず相談しよう　いじめに関する相談窓口

SNS相談窓口

中学生と高校生を対象に、子どもたちが普段よく利用するSNSを活用した相談窓口を開設します。

いじめ電話相談　毎日２４時間

TEL　059－226－3779

三重県総合教育センターに設置されており、臨床心理士などの専門家が対応します。
電話相談だけでなく、面接相談の予約もできます。

教育行政相談窓口

E-mail　kyoiku@pref.mie.jp

24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）

TEL　0120－0－78310
（なやみ言おう）

電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関（三重県総合教育センター）に接続します。毎日24時間対応します。

三重県警察　少年相談110番

TEL　0120-41-7867（よい（子）なやむな）
月～金　9:00～17:00　　土・日・祝日・年末年始を除く

少年サポートセンター

月～金　9:00～17:00　　土・日・祝日・年末年始を除く

北勢少年サポートセンター（四日市南署内）TEL 059-354-7867
中勢少年サポートセンター（津署内）TEL 059-227-7867
南勢少年サポートセンター（伊勢署内）TEL 0596-24-7867
伊賀少年サポートセンター（名張署内）TEL 0595-64-7837

困ったその時、相談したいと思ったその時に、匿名でも気軽に相談できる電話相談です。

チャイルドラインＭＩＥ

TEL　0120－99－7777
指示しない指導しない
月～土曜日　　１６：００～２１：００
（１２月２９日から１月３日を除く）
子どもの心を受け止める１８歳までの子ども専用電話

こどもほっとダイヤル

TEL　0800－200－2555
１３：００～２１：００
（１２月２９日から１月３日を除く）
１８歳未満の子どもからの相談が対象です。

三重弁護士会 こども弁護士ダイヤル

月～金曜日　　９：００～１２：００
１３：００～１７：００

TEL　059－224－7950（なくこゼロ）

いじめ、体罰、虐待など、「子どもの人権問題」に関する、子どもからの相談を無料で受け付けています。専用電話番号で受付を行い、弁護士から折り返し電話します。三重県内にお住まいか、三重県内の学校又は職場に通学・通勤されている方に限ります。

子どもの人権110番

TEL　0120－007－110
平日のみ　８：３０～１７：１５

子どもの人権　SOS-eメール（24時間受付）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

法務省の人権擁護委員又は、法務局職員が対応します。
いじめ以外の相談もできます。
保護者のみなさんからの相談にも対応します。

県民・事業者・保護者のみなさまへ

- みなさまが暮らす地域で、子どもたちを温かく見守ってくださるようお願いします。
- いじめはいかなる理由があっても絶対に許されないものであるということを、子どもたちに伝えるようお願いします。
- いじめやいじめかなと思うことを見かけた場合は、学校又は関係機関等にご連絡くださるようお願いします。
- 子どもの社会は大人の社会の縮図とも言われます。普段から、子どもたちの手本となるような言動をお願いします。

条例に関するお問い合わせ

三重県教育委員会事務局生徒指導課　TEL 059-224-2332，2372

※本条例の全文などは、三重県のホームページでご覧になることができます。